

# 諸外国における投資促進政策の状況

令和5年8月4日

経済産業省 企業行動課

※本資料における情報は、各ページの出典が公表された時点の情報に基づきます。

# 各国の投資促進政策の動き

2022.8		<b>【米国】 インフレ削減法</b> (成立)	<ul style="list-style-type: none"><li>・クリーン自動車や再エネ投資に対する税額控除を含む10年間で<b>約50兆円の措置</b>。</li><li>・投資額の<b>最大30%を税額控除する初期投資支援</b>と生産量に応じ一定額を控除する<b>生産比例税額控除によるランニングコスト支援</b>でライフサイクル全体の投資を促進</li></ul>
2023.1		<b>【EU】 グリーンディール 産業計画</b> (構想公表)	<ul style="list-style-type: none"><li>・基金を活用し、<b>民間企業のグリーン投資を支援する税額控除・加速償却・補助金等の導入を推奨</b></li></ul>
2023.3			<ul style="list-style-type: none"><li>・グリーンディール産業計画に沿った産業支援を促進するため、国家補助ルールの迅速化を図る<b>TCTF（危機・移行暫定枠組み）</b>を採択</li><li>・2030年までにEU域内の製造容量を年間導入需要の40%とする「<b>ネットゼロ産業法</b>」案と重要原材料の特定域外国への過剰な依存を解消を目指す「<b>重要原材料法</b>」案を発表</li></ul>
2023.5		<b>【フランス】 グリーン産業法</b> (法案提出) ※2023.7修正案付で両院通過	<ul style="list-style-type: none"><li>・蓄電池、風力タービン、太陽光パネルなどへの投資に対する税額控除を2024年予算法で措置する方向性を表明。</li></ul>
		<b>【韓国】 国家戦略技術の拡大</b> (企画財政部発表) ※2023.6公布・施行	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資税額控除・研究開発税制において優遇される国家戦略技術に<b>EV・自動運転や水素関連技術を追加</b></li></ul>
2023.6		<b>【カナダ】 2023年予算</b> (予算案公表)	<ul style="list-style-type: none"><li>・クリーン技術や水素製造装置に係る投資税額控除など</li></ul>
2023.7		<b>【ドイツ】 成長機会法</b> (内閣へ草案提出)	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動対策やエネルギー・資源効率化への投資に対する補助金や研究開発税制の拡充など</li></ul>
		<b>【韓国】 国家戦略技術・国内回帰支援の拡大</b> (改正案公表)	<ul style="list-style-type: none"><li>・国家戦略技術に新たに<b>バイオ医薬品を追加</b></li><li>・<b>海外進出企業の国内回帰支援</b>のための減税措置の拡充</li></ul>

# バイデノミクスに関するスピーチ（抜粋）（2023年6月28日シカゴ）

- インフレ削減法（IRA）をはじめとするバイデン政権の政策の肝である「国内投資」、  
「良質な雇用創出による中産階級強化」をバイデノミクスとして打ち出し。



<https://twitter.com/potus/status/1674234984788262914?s=46&t=70kzIMTf1QR7-bY93QV18Q>

- バイデノミクスでは3つの根本的な変更があります。第1に、アメリカへの賢い投資、第2に中間層を育てるためのアメリカ人労働者の教育とエンパワーメント、第3に中小企業を助けるためにコストを下げる競争を促進することです。
- トリクルダウン経済学の下では、企業の収益に貢献するのであれば、どこでモノを作っても構いませんでした。たとえそれが、安い労働力を求めて雇用や産業が海外に流出することを意味していてもです。サプライチェーンや主要製品は、中国やアジアなど海外に移転しました。（略）私たちはこの状況を好転させます。私たちは的を絞った投資を支援しています。アメリカの経済安全保障、国家安全保障、エネルギー安全保障、気候変動安全保障を強化します。
- 半導体、バッテリー、電気自動車、クリーンエネルギーの国内生産を促進するため、的を絞った投資を行っています。（中略）バイデノミクスは、未来の産業がここ自国で成長することを意味しています。バイデノミクスのもと、すでに4900億ドル以上の民間投資の約束を得ました。米国企業に加え世界中の企業が米国に来て投資します。かつて私たちはソーラーパネル製造の中心地でした。私たちは再び戻ってきて、またそれをします。アメリカが再びリードするのです。
- ウィアトンを見てください：今世紀初頭、2001年か2002年に製鉄所が閉鎖されました。（中略）しかし今日、インフレ削減法の支援を受けて、新しい工場が建設され、エネルギー貯蔵に役立つ蓄電池が製造されています。この電池はエネルギーを貯蔵するのに役立ちます。工場はかつて製鉄所があったのと同じ場所に建設され、750の高賃金の雇用をもたらす、ウィアトンやその周辺地域の全ての人々に誇りと未来への希望を取り戻します。私は、懸命に働くことを厭わないすべてのアメリカ人が、自分が育った場所で、自分が育った場所にとどまるべきだと信じている。それがバイデノミクスです。
- バイデノミクスの2つ目の大きな部分は、アメリカの労働者に力を与えることです。（中略）自分のやっていることをもう少し自慢したほうがいい。電気技師の免許を取るには4年から5年かかる実習生期間を経なければなりません。この新しい経済では、全員が4年制の学位を取得する必要はありません（中略）給料の良い仕事に就くのに4年制の学位はもう必要ないのです。アメリカへの投資、アメリカ人への投資です。国民に投資することで、中産階級が強化され、経済が成長する。それはすべてのアメリカ人に利益をもたらす。それこそがアメリカン・ドリームであります。

出典：The White House: Remarks by President Biden on Bidenomics |Chicago, IL JUNE 28, 2023

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2023/06/28/remarks-by-president-biden-on-bidenomics-chicago-il/>

# IRAの効果～Oxford Economicsの分析

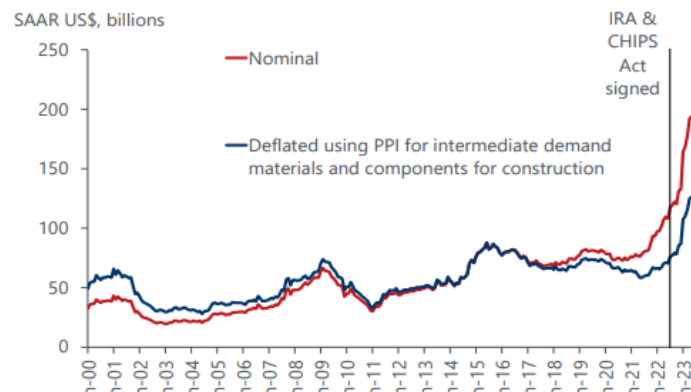
- IRAやCHIPSプラス法の可決後、米国での関連製造業の投資は他国と比較しても明らかに増加。
- IRAは、①対象範囲が広く、②生産に対する直接的な支援があり、③予算上限がなく、④10年間の支援が法律で規定されていることなどから、他国の支援と比較しても簡便性・規模面で優れていると評価。

## <概要>

- 米国のIRAとCHIPS法の可決は、今後数年間は、半導体・EV・グリーン技術などの米国製造業に有利に働くだろう。製造業の新規の建設支出が、これら法律が対象とする産業分野を中心に、ここ数十年で最高額に達するなど、すでにその効果は、データにも表れ始めている。
- 他国でも同様に国内投資促進を目的とした政策が打ち出されているが、IRAは、その規模や支援の簡素さ、また法律内で課されている国産部素材要件により、今後さらなる効果をもたらすと期待されている。現在、米国に追随する投資傾向が見られる国はない。
- IRAが対象とする産業分野の需要は今後数年は増大していくため、IRAはEU・日本・台湾・韓国の国内製造を大幅に縮小させるものではないが、これら諸外国の市場シェアを減少させる可能性はある。既存の取引関係や製造は、カーブアウトや各国との協定によって守られることが期待されている。さらに、米国外の各種補助金制度は引き続き利用できることから、諸外国は立場を守ることができる。しかし、米国制度の簡素さ (less bureaucratic) や対象範囲の広さにより、新規投資は米国で行われる可能性が高い。

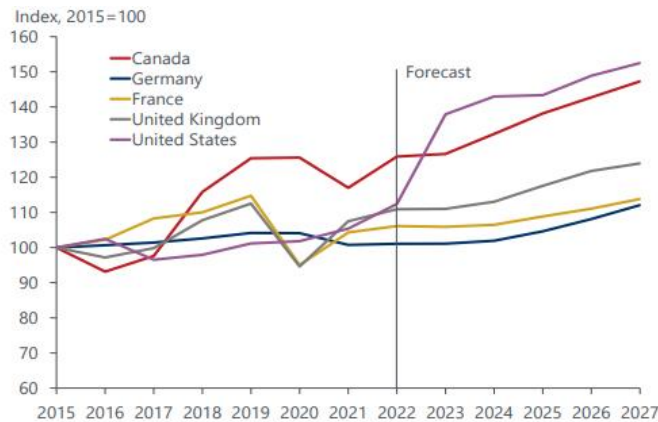
## IRAは米国に新規の製造業建設支出ブームをもたらした

米国：製造業の建設支出実績



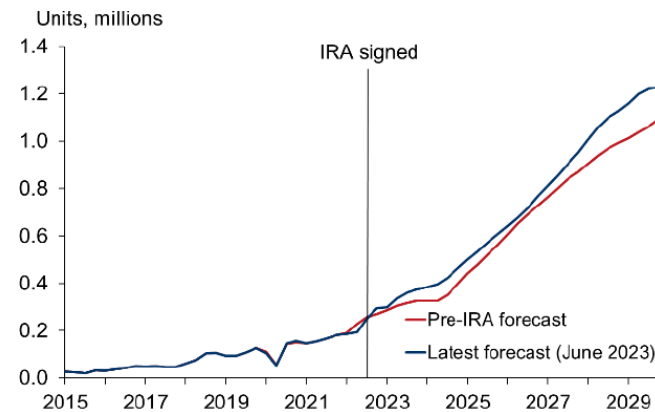
## 主要国のうち米国のみで、産業分野の建設傾向が大きく変化

新規産業建設の実施額





## EV生産量はIRA前後で平均10%増加する見通し

米国：EVの生産量



# IRAの効果～Oxford Economicsの分析

- 米国のIRAは、EUのグリーン支出よりも対象範囲が広く・規模が大きい。
- 米国の支出アプローチは官僚的でなく、ビジネスフレンドリーで、より多くの産業が利用可能である。

米国とEUのグリーン支出アプローチの比較		
	米国 	EU 
主要ツール	直接的な税額控除	プロジェクトベースでの基金
支出ターゲット	投資 + 生産	投資
国産部素材要件	あり	なし
財政規模	上限無し・推計3600億ドル (約50兆円)	～2720億ドル (約38兆円)

1 ドル=約140円で計算 Source: Oxford Economics

**“IRAにおける支援の簡素さと規模は他国の追従を許さない”** (レポートからの抜粋 (概要) )

- 米国製造業の見通しが明るい主な理由は、IRAにより主に税法を通じ提供される**グリーン製品の生産に対する積極的な支援**だ。これらは**生産コストを押し下げる効果があり、企業にとっては他地域で生産するよりも米国内で生産する方が収益性が高くなる**。
- EV購入やグリーンエネルギー生産税額控除における**ローカルコンテンツ要件**は、**広範に利用可能な支援という「アメ」に加え、企業に米国での建設を促す「ムチ」となる**だろう。EUの長年の炭素税政策は、米国に比べ、グリーンエネルギーや技術の需要を刺激するのに効果的だが、必ずしもその供給側がEU内に位置することを保証するものではない。(略)
- **EUの各種イニシアチブはより官僚的であり、幅広い企業が利用できるものではなく、製造を直接支援するものでもなく、ローカルコンテンツ要件も含まれていない**。また、**米国よりも対象期間が短い**。さらに、**米国の支援は予算上限なし**、つまり、請求事業者全員がそれらを取得し、**法律が廃止されない限り、10年間有効であると法律で規定されている**。
- 米国の支援制度の効果が大きいことを考慮すると、**米国の対象分野の製造能力は、今後も米国の望むように拡大を続けるだろう**。



# 1. 米国

## ①インフレ削減法の全体像

### ②インフレ削減法の政策ツールの例

a. 先端エネルギー製造投資税額控除

b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)

c. EV購入税額控除

### ③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストランジション)

### ④税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# インフレ削減法 (Inflation Reduction Act of 2022、2022年8月成立) の歳出・歳入

## 見積: (全て10年間の試算)

### (財源)

- ① 15% 最低法人税
- ② 処方薬価格改革
- ③ 内国歳入庁の税務執行強化
- ④ 1%自社株買い戻し課税
- ⑤ 損失控除制限期間を2年延長

計7,370億ドル (約103.2兆円)

2,220億ドル\* (約31.1兆円)

2,650億ドル\*\* (約37.1兆円)

1,240億ドル\*\* (約17.4兆円)

740億ドル\* (約10.4兆円)

520億ドル\*\*\* (約7.3兆円)

### (投資)

- ① エネルギー安全保障・気候変動
- ② 低所得者向け医療補助制度の延長
- ③ 西部干害支援

計4,370億ドル (約61.2兆円)

3,690億ドル\*\*\* (約51.7兆円)

640億ドル\*\* (約9.0兆円)

40億ドル\*\*\* (約0.6兆円)

### (財政健全化)

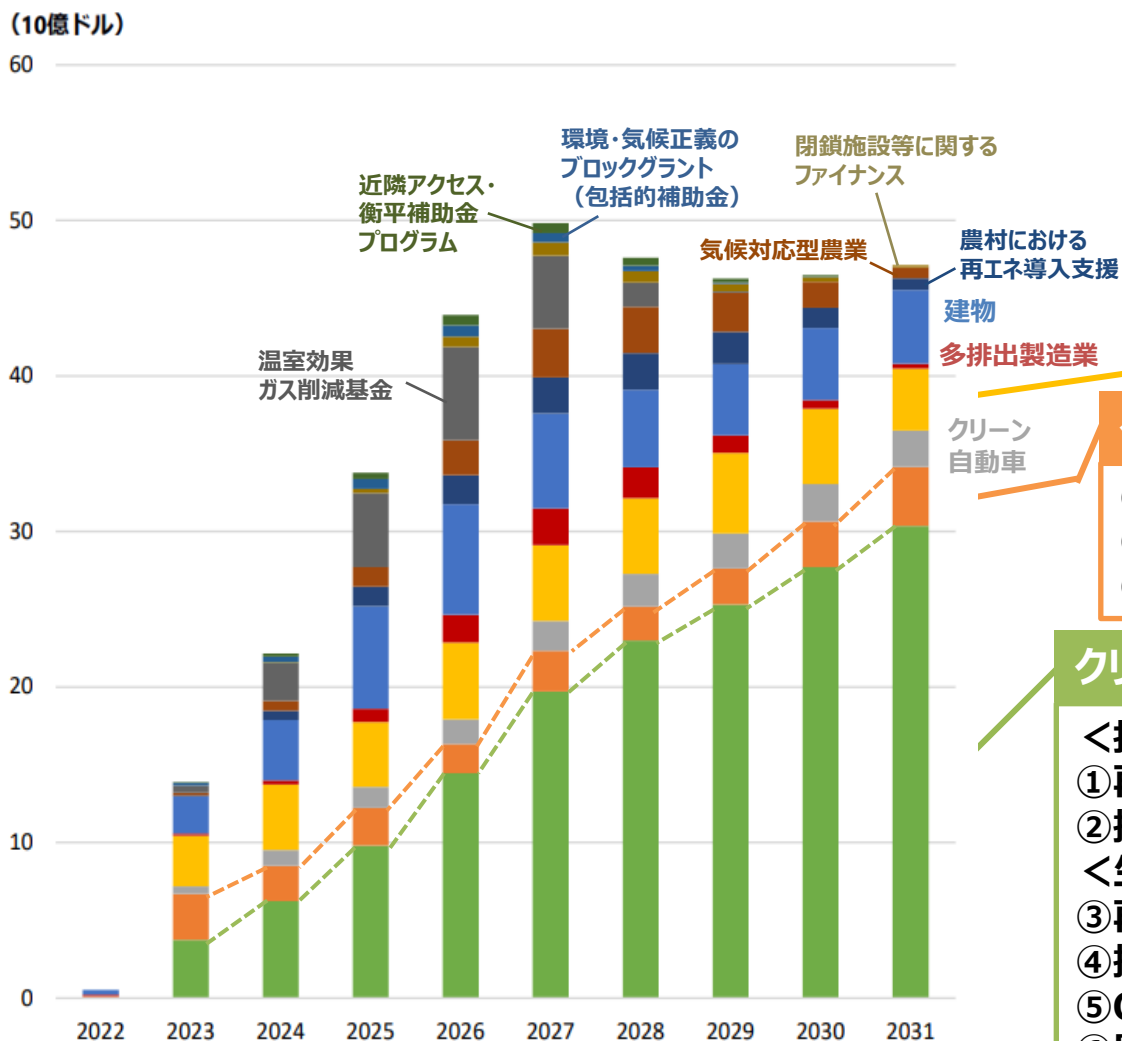
#### 赤字削減

計3,000億ドル以上 (42兆円以上)

注)  
\* = 両院合同租税委員会 (Joint Committee on Taxation) による試算  
\*\* = 議会予算局 (Congressional Budget Office) による試算  
\*\*\* : 上院試算 (議会予算局の最終承認前)

# 米国インフレ削減法におけるエネルギー安全保障・気候変動関連投資

エネルギー安全保障・気候変動関連投資について、10年間で3,690億ドル(約52兆円)の支援を措置。



## クリーン製造業 (10年間で398億ドル(約5.6兆円))

- ① クリーン技術製造施設の投資税額控除 (63億ドル(約0.9兆円))
- ② 蓄電池・太陽光パネル等の生産税額控除 (306億ドル(約4.3兆円))
- ③ 自動車工場に対する融資・補助金 (29億ドル(約0.4兆円))

## クリーン燃料(10年間で234億ドル(約3.3兆円))

- ① バイオ燃料の生産税額控除等(56億ドル(約0.8兆円))
- ② 低排出燃料の生産税額控除(29億ドル(約0.4兆円))
- ③ クリーン水素の生産税額控除(132億ドル(約1.8兆円)) 等

## クリーン電力(10年間で1,603億ドル(約22兆円))

### <投資税額控除>

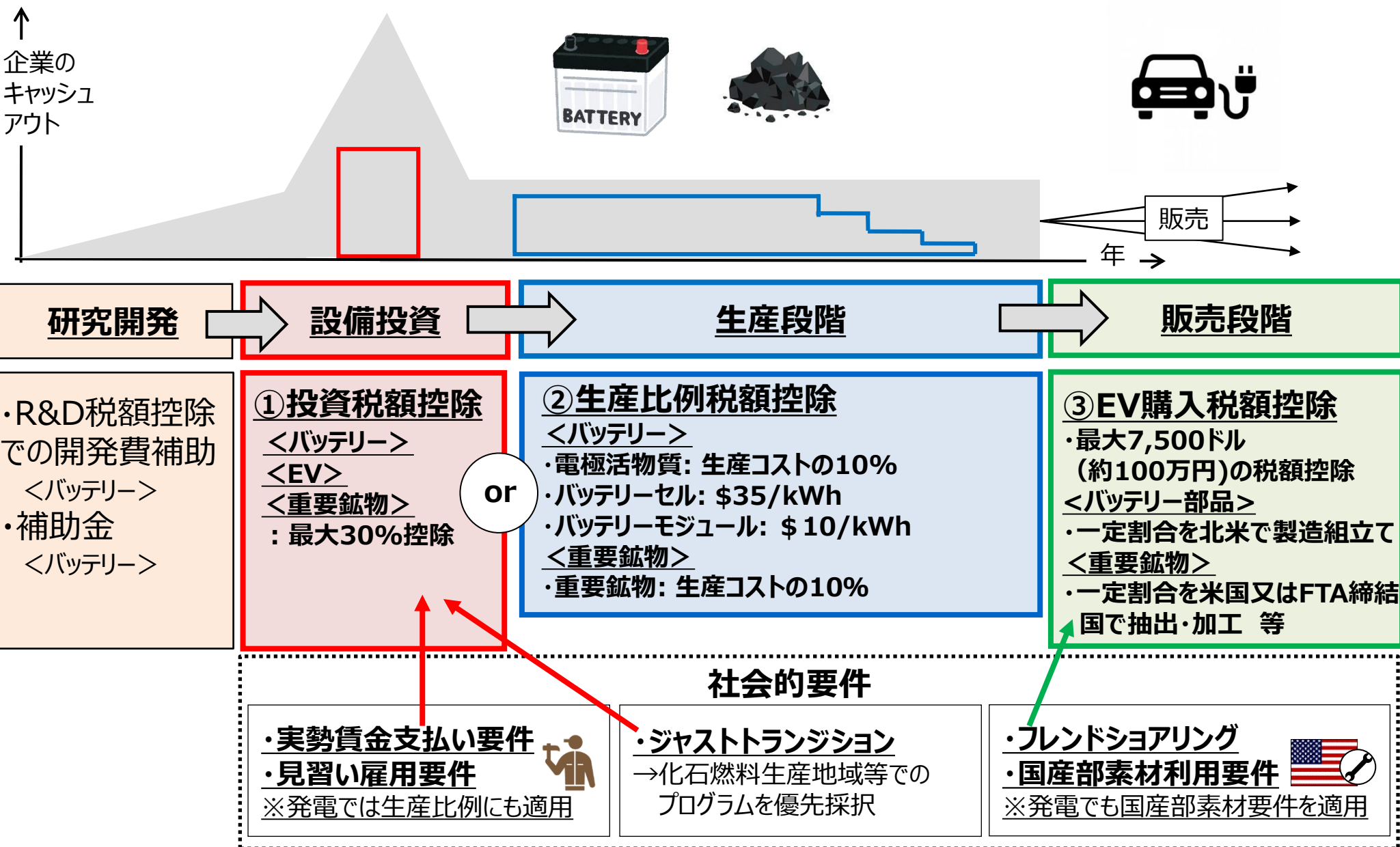
- ① 再エネの投資税額控除 (140億ドル(約2.0兆円))
- ② 排出ゼロ以下電力設備投資税額控除(510億ドル(約7.1兆円))

### <生産税額控除>

- ③ 再エネの生産税額控除 (510億ドル(約7.1兆円))
- ④ 排出ゼロ以下電力生産税額控除 (110億ドル(約1.5兆円))
- ⑤ CCSの税額控除 (32億ドル(約0.4兆円))
- ⑥ 原子力発電の生産税額控除 (300億ドル(約4.2兆円))



# 初期投資・生産・販売まで一気通貫の支援（EVの例）



# IRAの主要税制（投資・生産比例・購入支援別）

投資税額控除		IRA 条文	IRC 条文	推定額 (億\$)	ベース 控除率	賃金・見習い 満たす場合	国産部素材 満たす場合	I補助 コミュニティ	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
発電	再エネ電力	13102	48	140	6%等	5倍	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	○	○	限定
	グリーン電力	13702	48E	509	6%	30%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	○	○	限定
製造	先端エネルギープロジェクト 詳細はp.12	13501	48C	100(上限)	6%	30%	—	優先採択	○	○	限定
他	代替燃料自動車の燃料供給設備	13404	30C	17	6%等	5倍	—	—	一部	○	限定
生産比例税額控除 (投資税額控除との併用は不可)		IRA 条文	IRC 条文	推定額 (億\$)	ベース控除率	賃金・見習い 満たす場合	国産部素材 満たす場合	I補助 コミュニティ	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
発電	再エネ電力	13101	45	511	¢0.3/kWh等	5倍	1.1倍	1.1倍	○	○	限定
	グリーン電力	13701	45Y	112	¢0.3/kWh	¢1.5/kWh	1.1倍	1.1倍	○	○	限定
	ゼロエミッション原子力発電	13105	45U	300	¢0.3/kWh等	5倍(賃金のみ)	—	—	○	○	限定
製造	先端製造業 (太陽光発電・風力発電・ インバーター・バッテリー・重要鉱物)	13502	45X	306	蓄電池\$35/kWh等	—	—	—	○	○	○
燃料	バイオ・再生可能ディーゼル、代替燃料	13201	40A	56	\$1.0/gallon	—	—	—	○	—	—
	グリーン燃料	13704	45Z	29	¢20/gallon等	5倍	—	—	○	○	限定
	グリーン水素	13204	45V	132	\$0.6/kg(最大)等	5倍	—	—	○	○	○
他	炭素隔離（回収比例）	13104	45Q	32	\$17/ton等	5倍	—	—	○	○	○
購入者向け税額控除等		IRA 条文	IRC 条文	推定額 (億\$)	ベース控除率	賃金・見習い 満たす場合	国産部素材 満たす場合	I補助 コミュニティ	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
購入 支援	グリーン自動車	13401	30D	75	最大\$7,500	—	(詳細p.24)	—	一部	—	—
	グリーン中古車	13402	25E	13	費用の40%等	—	—	—	—	—	—
	グリーン商用車	13403	45W	36	費用の15%等	—	—	—	○	—	限定
住居・ ビル 改修	エネルギー効率化住宅改修	13301	25C	125	30%	—	—	—	—	—	—
	住宅用グリーンエネルギー導入	13302	25D	220	30%	—	—	—	○	—	—
	商業ビルのエネルギー高効率化	13303	179D	4	\$0.5/ft²等	5倍	—	—	—	—	—
	新エネルギー効率家屋	13304	45L	20	\$500~	5倍(賃金のみ)	—	—	○	—	—

# 【参考】IRAの主要税制（政策イシュー別）

	IRA 条文	IRC 条文	推定額 (億\$)	ベース 控除率	賃金・見習い 満たす場合	国産部素材 満たす場合	エネルギー コミュニティ	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払	
<b>1. 米国産クリーンエネルギー技術の推進と展開</b>											
<b>(1) クリーンエネルギー技術への資金提供と普及促進</b>											
生産	再エネ電力	13101	45	511	¢0.3/kWh等	5倍	1.1倍	1.1倍	○	○	限定
投資	再エネ電力	13102	48	140	6%等	5倍	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	○	○	限定
生産	グリーン電力	13701	45Y	112	¢0.3/kWh	¢1.5/kWh	1.1倍	1.1倍	○	○	限定
投資	グリーン電力	13702	48E	509	6%	30%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	○	○	限定
生産	ゼロエミッション原子力発電	13105	45U	300	¢0.3/kWh等	5倍(賃金のみ)	—	—	○	○	限定
<b>(2) クリーンエネルギー経済構築のための米国製造業の活性化</b>											
投資	先端エネルギープロジェクト <b>詳細p.12</b>	13501	48C	100 <sub>(上限)</sub>	6%	30%	—	優先採択	○	○	限定
生産	先端製造業 <b>詳細はp.13</b> (太陽光発電・風力発電・ インバーター・バッテリー・重要鉱物)	13502	45X	306	蓄電池\$35/kWh等	—	—	—	○	○	○
<b>(5) クリーン自動車の普及の奨励・支援</b>											
購入	グリーン自動車	13401	30D	75	最大\$7,500	—	(詳細p.24)	—	一部	—	—
購入	グリーン中古車	13402	25E	13	費用の40%等	—	—	—	—	—	—
購入	グリーン商用車	13403	45W	36	費用の15%等	—	—	—	○	—	限定
投資	代替燃料自動車の燃料供給設備	13404	30C	17	6%等	5倍	—	—	一部	○	限定
<b>(6) クリーンな輸送用燃料の開発と使用の奨励・支援</b>											
生産	バイオ・再生可能ディーゼル、代替燃料	13201	40A	56	\$1.0/gallon	—	—	—	○	—	—
生産	グリーン燃料	13704	45Z	29	¢20/gallon等	5倍	—	—	○	○	限定
<b>(7) 産業の脱炭素化と炭素管理における米国のリーダーシップ拡大</b>											
回収	炭素隔離	13104	45Q	32	\$17/ton等	5倍	—	—	○	○	○
<b>(8) クリーン水素への投資</b>											
生産	グリーン水素	13204	45V	132	\$0.6/kg(最大)等	5倍	—	—	○	○	○
<b>3. 消費者の費用削減と汚染防止に向けた住宅・建物のクリーン化及び高効率化</b>											
他	エネルギー効率化住宅改修	13301	25C	125	30%	—	—	—	—	—	—
他	住宅用グリーンエネルギー導入	13302	25D	220	30%	—	—	—	○	—	—
他	商業ビルのエネルギー高効率化	13303	179D	4	\$0.5/ft <sup>2</sup> 等	5倍	—	—	—	—	—
他	新エネルギー効率家屋	13304	45L	20	\$500~	5倍(賃金のみ)	—	—	○	—	—

# 【参考】先端エネルギー製造投資税額控除の対象分野

(Sec 13501, 48C ADVANCED ENERGY PROJECT CREDIT)

大分類	小分類
<b>(i) 次の物資の生産またはリサイクルを行う産業・製造設備の再装備・拡大・創設</b>	(I)再エネ発電設備（太陽、水、風、地熱、その他再生可能なエネルギーの発電を行う設備）
	(II)燃料電池、マイクロタービン、エネルギー貯蔵システム・部品（例：定置用蓄電池、定置用水素燃料電池、水素貯蔵容器、熱電供給システム用マイクロタービン（ガイドンスより抜粋））
	(III)電力グリッドの現代化用装置・部品
	(IV)排出された炭化水素の回収・除去・利用・隔離のための設備（CCUS）
	(V)再生可能または低炭素・低排出の燃料・化学物質・製品の精製・電解・混合のための機器（例：クリーン水素電解装置、再生可能バイオ燃料・低排出アンモニアの製造装置(ガイドンスより抜粋)）
	(VI)省エネ技術（住居用・商用・産業用）を生産するための設備
	(VII)小型・中型・大型の電気自動車または燃料電池車と、それらの関連技術・部品・素材、関連の充電または燃料補給インフラ(例：EV・プラグインハイブリッド・燃料電池車、車載用蓄電池、正極負極材、車載用燃料電池（ガイドンスより抜粋））
	(VIII)車両総重量14,000ポンド（6.35t）以上のハイブリッド車（おそらく大型トラック・バスクラス）と、それらの関連技術・部品・素材
	(IX)その他財務長官によって定められる温室効果ガス削減効果のための先端エネルギー設備
<b>(ii) 次の設置により温室効果ガスを20%以上削減する産業・製造設備の再装備</b>	(I) 低・ゼロ炭素プロセス熱システム
	(II)炭素回収・輸送・利用・貯蔵システム
	(III)産業プロセスのエネルギー効率化、廃棄物削減
	(IV)その他財務長官が定める温室効果ガス削減のための産業技術
<b>(iii) 重要鉱物の処理・精錬・リサイクル用産業施設の再装備、拡大、創設</b>	

# 【参考】先端製造生産比例税額控除の対象分野

(Sec 13502, 45X ADVANCED MANUFACTURING PRODUCTION CREDIT)

- IRAで新たに追加された条項。
- クリーンエネルギー関連の生産設備に関連する適格部品を国内製造し、販売した際に税額控除。
- サプライチェーン各段階での生産・販売にインセンティブ。 米国内でのサプライチェーン確保が念頭と見られる。
  - 製造量ではなく販売量に応じたインセンティブ。
  - 適格部品として認められるには、当該部品が2023年以降に米国内で製造されたものである必要。
  - 重要鉱物を除き、控除額は2030年以降フェーズアウトし、2033年以降は適用なし。

## 対象品目と控除額

カテゴリ	部品	税額控除額
①太陽光発電部品	薄膜太陽電池または結晶シリコン	¢4/W
	太陽光発電ウェーハ	\$12/m <sup>2</sup>
	ソーラーグレード多結晶	\$3/kg
	高分子バックシート	¢40/m <sup>2</sup>
	ソーラーモジュール	¢7/W
	トルクチューブ	¢87/kg
	構造ネジ	\$2.28/kg
②風力発電部品	オフショア風力船舶	販売価格の10%
	ブレード	¢2/W (完成したタービンの出力)
	ナセル	¢5/W (完成したタービンの出力)
	タワー	¢3/W (完成したタービンの出力)
	固定プラットフォームの基礎	¢2/W (完成したタービンの出力)
	浮体式の基礎	¢4/W (完成したタービンの出力)

サプライチェーンの各段階について米国内での生産・販売にインセンティブを提供する設計

部品ごとのインセンティブを設計

# 【参考】先端製造生産比例税額控除の対象分野

(Sec 13502, 45X ADVANCED MANUFACTURING PRODUCTION CREDIT)

カテゴリ	部品	税額控除額
③インバーター	セントラル・インバーター	¢0.25/W
	ユーティリティ・インバーター	¢1.5/W
	商用インバーター	¢2/W
	住居用インバーター	¢6.5/W
	マイクロ・インバーター 分散型風力発電用インバーター	¢11/W
④バッテリー部品	電極活物質	生産コストの10%
	バッテリーセル	\$35/kWh
	バッテリーモジュール	\$10/kWh(セル用いない場合\$45/kWh)
⑤重要鉱物	重要鉱物	生産コストの10%

サプライチェーンにわたる  
インセンティブを設計

## <重要鉱物の内訳>

アルミニウム	アンチモニ	バライト	ベリリウム	セリウム	セシウム	クロミウム	コバルト	ジスプロシウム
ユーロピウム	蛍石	ガドリニウム	ゲルマニウム	グラファイト	インジウム	リチウム	マンガン	ネオジウム
ニッケル	ニオブウム	テルル	スズ	タングステン	バナジウム	イットリウム		

その他（ヒ素、ビスマス、エルビウム、ガリウム、ハフニウム、ホルミウム、イリジウム、ランタン、ルテチウム、マグネシウム、パラジウム、プラチナ、プラセオジウム、ロジウム、ルビジウム、ルテニウム、サマリウム、スカンジウム、タンタル、テルビウム、ツリウム、チタン、イッテルビウム、亜鉛、ジルコニウム）

## フェーズアウト条項

**重要鉱物を除き、税額控除額が以下のように減衰。**

- 2029年中までの販売分：100%
- 2030年販売分：75%、2031年：50%、2032年：25%、2033年以降：0%



## 1. 米国

### ①インフレ削減法の全体像

### ②インフレ削減法の政策ツールの例

#### a. 先端エネルギー製造投資税額控除

b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)

#### c. EV購入税額控除

### ③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストランジション)

### ④税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# 先端エネルギー製造投資税額控除

(Sec13501, 48C EXTENSION OF THE ADVANCED ENERGY PROJECT CREDIT.)

- 以下の先端エネルギー施設への投資を行なう事業に関する投資税額控除（控除率30%）。
- DOEが選定したプロジェクトに対し、IRSが税額控除を配分。支援枠は100億ドル（約1.4兆円）。

<b>対象</b>	(i) 再エネ発電設備、燃料電池等の生産またはリサイクルを行う産業・製造設備の再装備、拡大、創設
	(ii) CCS等の設置を通じ温室効果ガスを20%以上削減するための産業・製造設備の再装備
	(iii) 重要鉱物の処理・精錬・リサイクル用産業施設の再装備、拡大、創設

- 要件**
1. コンセプトペーパーを提出し、DOEによるプロジェクト選定を受ける必要（競争プロセスあり）。
    - ✓ プロジェクト選定基準：①商業的実現性、②雇用効果、③環境効果、④イノベーション・商用的普及可能性、⑤コスト、⑥操業までの期間など。
    - ✓ 支援枠100億ドルのうち、40億ドル以上は特定の地域（Energy Community）内に配分。 ※詳細p.30
    - ✓ 2回以上のラウンドに分けて申請を受付・税額控除配分を実施。なお、Round 1（100億ドルのうち40億ドルを2024年3月中までに配分予定）では、サプライチェーン・国内製造の観点から特に優先採択する分野を明示。
  2. 実勢賃金・見習い雇用要件を満たさない場合、控除率が6%に縮減される。
  3. 対象設備は認定から2年以内に用に供されなければならない。
  4. IRCセクション48、48A、48B、48E、45Q、45Vで税額控除が認められた投資は、本規定は利用不可。

## 経緯

- 2009年のthe American Recovery and Reinvestment Actで適格先端エネルギープロジェクトへの投資税額控除として創設（支援枠23億ドル（約3千万円）、対象は上記(i)の一部のみ）。
- 今般IRAにより、新たにsubsection(e)として100億ドル（約1.4兆円）の支援枠を追加（対象を拡充）。

## 【参考】先端エネルギー製造投資税額控除の対象分野

大分類	小分類
(i) 次の物資の生産またはリサイクルを行う産業・製造設備の再装備・拡大・創設	(I)再エネ発電設備（太陽、水、風、地熱、その他再生可能なエネルギーの発電を行う設備）
	(II)燃料電池、マイクロタービン、エネルギー貯蔵システム・部品（例：定置用蓄電池、定置用水素燃料電池、水素貯蔵容器、熱電供給システム用マイクロタービン（ガイドンスより抜粋））
	(III)電力グリッドの現代化用装置・部品
	(IV)排出された炭化水素の回収・除去・利用・隔離のための設備（CCUS）
	(V)再生可能または低炭素・低排出の燃料・化学物質・製品の精製・電解・混合のための機器（例：クリーン水素電解装置、再生可能バイオ燃料・低排出アンモニアの製造装置（ガイドンスより抜粋））
	(VI)省エネ技術（住居用・商用・産業用）を生産するための設備
	(VII)小型・中型・大型の電気自動車または燃料電池車と、それらの関連技術・部品・素材、関連の充電または燃料補給インフラ（例：EV・プラグインハイブリッド・燃料電池車、車載用蓄電池、正極負極材、車載用燃料電池（ガイドンスより抜粋））
	(VIII)車両総重量14,000ポンド（6.35t）以上のハイブリッド車（おそらく大型トラック・バスクラス）と、それらの関連技術・部品・素材
	(IX)その他財務長官によって定められる温室効果ガス削減効果のための先端エネルギー設備
(ii) 次の設置により温室効果ガスを20%以上削減する産業・製造設備の再装備	(I) 低・ゼロ炭素プロセス熱システム
	(II)炭素回収・輸送・利用・貯蔵システム
	(III)産業プロセスのエネルギー効率化、廃棄物削減
	(IV)その他財務長官が定める温室効果ガス削減のための産業技術
(iii) 重要鉱物の処理・精錬・リサイクル用産業施設の再装備、拡大、創設	

# 【参考】認定から投資までのスケジュール

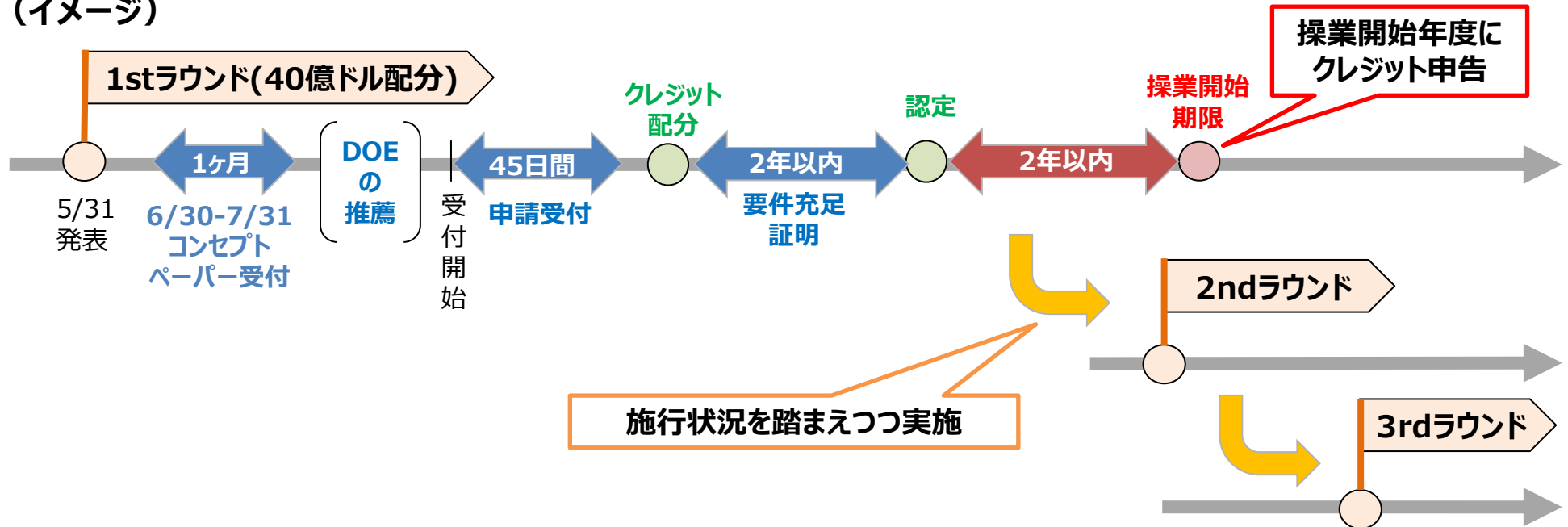
## プロセス概要

- プロジェクトの公募は少なくとも2ラウンド以上に分けて、100億ドルのクレジット配分を実施。
- 1stラウンドは40億ドル分を割当て（全体予算は100億ドル）。2ndラウンド以降は状況を見つつ公募。

### 【ポイント】

- ① 申請が複数段階に分かれており（コンセプトペーパー提出、申請、要件充足証明）、DOEとコミュニケーションを取りながらプロセスを進められるため、事業者にとって申請のハードルが低い。
- ② 対象設備の操業期限は認定から2年以内となっており、事業者の投資スケジュールにフィットしやすい。
- ③ 複数ラウンドに分けて公募を行うことで、政府側は過去ラウンドでの実績・学びを踏まえた柔軟な運用改善が行えるとともに、事業者側としても見通しが立ちやすい。

### (イメージ)



## 1. 米国

①インフレ削減法の全体像

②インフレ削減法の政策ツールの例

a. 先端エネルギー製造投資税額控除

b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)

c. EV購入税額控除

③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストランジション)

④税額控除効果最大化措置

2. カナダ

3. EU

4. フランス

5. ドイツ

6. 韓国

# 先端製造生産比例税額控除

(Sec 13502, 45X ADVANCED MANUFACTURING PRODUCTION CREDIT)

- IRAで新たに追加された条項。
- クリーンエネルギー関連の生産設備に関連する適格部品を国内製造し、販売した際に税額控除。
- サプライチェーン各段階での生産・販売にインセンティブ。米国内でのサプライチェーン確保が念頭と見られる。
  - 製造量ではなく販売量に応じたインセンティブ。
  - 適格部品として認められるには、当該部品が2023年以降に米国内で製造されたものである必要。
  - 重要鉱物を除き、控除額は2030年以降フェーズアウトし、2033年以降は適用なし。

## 対象品目と控除額

カテゴリ	部品	税額控除額
①太陽光発電部品	薄膜太陽電池または結晶シリコン	¢4/W
	太陽光発電ウェーハ	\$12/m <sup>2</sup>
	ソーラーグレード多結晶	\$3/kg
	高分子バックシート	¢40/m <sup>2</sup>
	ソーラーモジュール	¢7/W
	トルクチューブ	¢87/kg
	構造ネジ	\$2.28/kg
②風力発電部品	オフショア風力船舶	販売価格の10%
	ブレード	¢2/W (完成したタービンの出力)
	ナセル	¢5/W (完成したタービンの出力)
	タワー	¢3/W (完成したタービンの出力)
	固定プラットフォームの基礎	¢2/W (完成したタービンの出力)
	浮体式の基礎	¢4/W (完成したタービンの出力)

サプライチェーンの各段階について米国内での生産・販売にインセンティブを提供する設計

部品ごとのインセンティブを設計



# 先端製造生産比例税額控除

(Sec 13502, 45X ADVANCED MANUFACTURING PRODUCTION CREDIT)

再掲

カテゴリ	部品	税額控除額
③インバーター	セントラル・インバーター	¢0.25/W
	ユーティリティ・インバーター	¢1.5/W
	商用インバーター	¢2/W
	住居用インバーター	¢6.5/W
	マイクロ・インバーター 分散型風力発電用インバーター	¢11/W
④バッテリー部品	電極活物質	生産コストの10%
	バッテリーセル	\$35/kWh
	バッテリーモジュール	\$10/kWh(セル用いない場合\$45/kWh)
⑤重要鉱物	重要鉱物	生産コストの10%

サプライチェーンにわたる  
インセンティブを設計

## <重要鉱物の内訳>

アルミニウム	アンチモニ	バライト	ベリリウム	セリウム	セシウム	クロミウム	コバルト	ジスプロシウム
ユーロピウム	蛍石	ガドリニウム	ゲルマニウム	グラファイト	インジウム	リチウム	マンガン	ネオジウム
ニッケル	ニオビウム	テルル	スズ	タングステン	バナジウム	イットリウム		

その他（ヒ素、ビスマス、エルビウム、ガリウム、ハフニウム、ホルミウム、イリジウム、ランタン、ルテチウム、マグネシウム、パラジウム、プラチナ、プラセオジウム、ロジウム、ルビジウム、ルテニウム、サマリウム、スカンジウム、タンタル、テルビウム、ツリウム、チタン、イッテルビウム、亜鉛、ジルコニウム）

## フェーズアウト条項

**重要鉱物を除き**、税額控除額が以下のように減衰。

- 2029年中までの販売分：100%
- 2030年販売分：75%、2031年：50%、2032年：25%、2033年以降：0%

# 利用方法

**財務省IRS Form7207 (Advanced Manufacturing Production Credit) に必要事項を記入。**  
 証明書や証拠の添付なし。納税者は申告書の内容が正しいことをPenalty of perjury基準（宣誓が不正な場合には偽証罪となる）で署名することからその正確性には万全を期す。申告書を作成する会計事務所等も責任が問われる。なお、米国には文書保管義務はないが、税務調査の際にはクレジットは必ず証拠も含め確認されるため、証拠書類は保管しておく必要がある。

Form <b>7207</b> (January 2023) Department of the Treasury Internal Revenue Service	<b>Advanced Manufacturing Production Credit</b>  Go to <a href="http://www.irs.gov/Form7207">www.irs.gov/Form7207</a> for instructions and the latest information.	OMB No. 1545-2306  Attachment Sequence No. <b>207</b>
--	--	---

Name (as shown on your income tax return)	Identifying number
Components produced by you in the United States and sold in your trade or business during your tax year to unrelated persons (unless the election under section 45X(a)(3)(B) has been made). See instructions.	
Check to indicate whether the election under section 45X(a)(3)(B) has been made for this tax year . . . . . Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>	
Check to indicate whether eligible components include property produced at a facility taken into account for which a credit under section 48C is being claimed . . . . . Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>	

(a) Eligible component	(b) Unit	(c) Credit per unit	(d) Number of units produced and sold or, for 2a, 5a, and 7a, sales price or costs	(e) Amount of credit (column (c) x column (d))
<b>1 Solar Energy Components</b>				
<b>a</b> Thin film photovoltaic cell or crystalline photovoltaic cell . . . . .	Capacity in direct current watts	\$ 0.04		
<b>b</b> Photovoltaic wafer . . . . .	Square meter	\$ 12.00		
<b>c</b> Solar grade polysilicon . . . . .	Kilogram	\$ 3.00		
<b>d</b> Polymeric backsheet . . . . .	Square meter	\$ 0.40		
<b>e</b> Solar module . . . . .	Capacity in direct current watts	\$ 0.07		

<b>8 Advanced Manufacturing Production Credit From Other Entities</b>	
Advanced manufacturing production credit from partnerships, S corporations, estates, and trusts . . . . .	<b>8</b>

<b>9 Advanced Manufacturing Production Credit</b>	
<b>a</b> Add amounts in column (e), lines 1 through 8. Estates and trusts, go to line 9b. Partnerships and S corporations, stop here and report this amount on Schedule K. All others, stop here and report this amount on Form 3800, Part III, line 1b . . . . .	<b>9a</b>
<b>b</b> Amount allocated to beneficiaries of the estate or trust (see instructions) . . . . .	<b>9b</b>
<b>c</b> Estates and trusts, subtract line 9b from line 9a. Report this amount on Form 3800, Part III, line 1b . . . . .	<b>9c</b>

関係者への販売を適格と見なす特例適用（長官承認）があるか

48C（投資税額控除）を利用した設備での生産があるか

(d)に生産かつ販売量を行った量または価格を記載し、(e)でクレジットを計算

パートナーシップ等を構成する場合の当該納税者への割当分

9a:クレジットの合計

9b:不動産・信託の受益者に与えられたクレジット

9a-9b. Form3800 (General Business Credit)に転記。

## 1. 米国

### ① インフレ削減法の全体像

### ② インフレ削減法の政策ツールの例

a. 先端エネルギー製造投資税額控除

b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)

c. EV購入税額控除

③ 社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストランジション)

④ 税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# EV購入税額控除（IRC§30D）

- 一定の要件を満たすEVの購入者に対し、最大7,500ドル（約100万円）の税額控除。
- 控除要件として、車両の最終組立地や部品・重要鉱物の生産地にかかる要件が課されている。

## ① 前提条件

車両の最終組立が「**北米**」域内であるEV・PHEV（プラグインハイブリッド車）・FCV（燃料電池車）

## ② バッテリー部品（正極材、負極材、セル、モジュール等）

バッテリー部品の一定割合※1が「**北米**」域内で製造又は組立されたもの。

※1 2023年は50%以上、2024/2025年は60%、以降、毎年10%ずつ引き上げ、2029年以降100%

3,750ドル  
(約50万円)

## ③ 重要鉱物（コバルト、リチウム、ニッケル、黒鉛等）

バッテリーに含まれる重要鉱物の一定割合※2が、**米国若しくは「米国とFTAを締結している国」**で抽出若しくは加工※3されたもの、又は「**北米**」域内でリサイクルされたもの。

※2 2023年は40%以上、以降、毎年10%ずつ引き上げ、2027年以降80%以上

※3 2022年12月29日発表のインフレ削減法白書によると、「加工」には、焼成や塗布といった工程が含まれる。

3,750ドル  
(約50万円)

両要件を  
満たした場合、

**7,500ドル**  
(約100万円)

を控除

（2023年4月18日以降の  
購入・契約車両に適用）

※ 2025年以降に利用開始する車両で、**懸念国の事業体により抽出・加工・リサイクルされた重要鉱物を使用したバッテリーを搭載する車両は対象外。**

※ 2024年以降に利用開始する車両で、**懸念国の事業体により製造・組立てが行われたバッテリー部品を用いた車両は対象外。**

## 1. 米国

①インフレ削減法の全体像

②インフレ削減法の政策ツールの例

a. 先端エネルギー製造投資税額控除

b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)

c. EV購入税額控除

③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストランジション)

④税額控除効果最大化措置

2. カナダ

3. EU

4. フランス

5. ドイツ

6. 韓国

# a. 実勢賃金要件

- 12の税額控除関連条項において**実勢賃金条項**及び**見習い条項**が盛り込まれている。
- 補助金では前例があるが、税制としては初。

## 実勢賃金条項

- **あらゆる労働者が、労働長官が定める当該地域における同種の業務の実勢賃金を下回らない賃金を支払われていること。**
- ※ 要件を満たさない場合、労働者に対して利息含む差金を支払うか、労働者一人あたり5,000ドル（約70万円）を労働長官に支払えば、要件を満たしたものとする。
- ※ 意図的に無視したとみなされた場合、労働者に対し実勢賃金との差分の3倍、もしくは、労働者一人あたり10,000ドル（約140万円）を労働長官に支払う必要。

## 見習い条項

- 建設・改変・修理にかかる**総労働時間の一定割合が見習いにより行われること**。（建設開始が23年以前の場合10%、23年中の場合12.5%、それ以降15%）
- 4人以上の労働者を建設・改変・修理のために雇う場合、1人以上の見習いを雇用。
- ※ 要件を満たさない場合、不足時間数あたり50ドル（約7,000円）を労働長官に支払うことにより、要件を満たしたものとする
- ※ 意図的に無視したとみなされた場合は500ドル/不足時間数を支払う必要。

## <実勢賃金条項及び見習い条項が含まれる12の税額控除関連条項（赤：投資、青：生産比例）>

①特定再エネ生産比例(45)	②特定再エネ投資(48)	③CCS CO2回収比例(45Q)	④原子力発電生産比例(45U) ※見習い要件なし
⑤グリーン水素生産比例(45V)	⑥商業ビルエネルギー効率向上投資(179D)	⑦住宅エネルギー効率向上投資(45L) ※見習い要件なし	⑧代替燃料供給設備投資(30C)
⑨グリーン技術製造投資(48C)	⑩グリーン電力生産比例(45Y)	⑪グリーン電力投資(48E)	⑫グリーン燃料 生産比例(45Z)

出所：上院民主党ホームページ <https://www.democrats.senate.gov/inflation-reduction-act-of-2022> 他

※1ドル=約140円で計算。



## 【参考】実勢賃金要件の背景

- 連邦政府が資金供給する一定規模以上の公的プロジェクトに関連する労働者の労働環境保証の一環として、同様の事業・職種の労働者に対する平均賃金を参考にして労働長官が定める“実勢賃金”の支払が義務づけられたのがはじまり。就労VISAの要件などにもなっている。

### Davis-Bacon Act (1931年制定)

- スキルのある地元労働者の雇用を助けるとともに、連邦政府により資金供給されている公的プロジェクトに関わる全ての労働者が公正で適時な対価を得ることを保証するために制定された法律。
  - Davis-Bacon Actのもと、連邦政府機関が2,000ドル超の資金供給や契約補助を行うプロジェクトについて労働長官は①Prevailing wage ratesの決定、②遵守されるべき規則・基準の策定、③監督を行う。
  - また、Davis-Bacon and Related Acts (DBRA) では、連邦政府機関が補助金、融資、融資保証、保険などにより支援する建設プロジェクトに対しても、上記同様の規律を定めている。
- ※ なお、今般のIRAにおける賃金要件はDBRAの実勢賃金部分のみを転用したものであり、DBRAの対象プロジェクトに課されるその他要件はIRAでは対象とならない。

### VISA要件

- “The Immigration and Nationality Act (INA)”では、外国人の雇用が米国の同様の労働者の給与や労働環境に不利に働かないようにすることを定めている。このため、多くの就労VISAの要件として、Prevailing wage以上の給与の支払いを義務づけている。

## b. 国産部素材要件

- 再エネ電力・グリーン電力関係の投資・生産比例税額控除については、利用する部素材の一定割合以上を国産とする要件が課されている。

### 対象税制

		IRA	IRC	推定額 (億\$)	ベース 控除率	国産部素材 満たす場合
<b>(1) クリーンエネルギー技術への資金提供と普及促進</b>						
生産	再エネ電力	13101	45	511	¢0.3/kWh等	1.1倍
投資	再エネ電力	13102	48	140	6%等	(賃金○)+10% (賃金×)+2%
生産	グリーン電力	13701	45Y	112	¢0.3/kWh	1.1倍
投資	グリーン電力	13702	48E	509	6%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%

### 規定の例

#### グリーン電力生産比例税額控除 (45Y)

- 米国内で生産された電力のみが対象。
- 控除額：0.3セント/kWh (①1MW以上の出力要件・②賃金・見習い要件を満たせば1.5セント/kWh)
- ボーナス： **部品の一定以上※を国内で採掘・生産・製造** → **控除額が1.1倍**

※ 太陽光：25年1月以前の生産 **40%** (26年12月以降は**55%**となるよう段階的に設定)。

※ 風力：25年1月以前の生産 **20%** (27年12月以降は**55%**となるよう段階的に設定)。

(鋼・鉄等の国内生産により総コスト25%以上増の場合、国産では十分な質と量を合理的に確保できない場合は免除)

## c. フレンド・ショアリング（サプライチェーン、環境、労働）

### クリーン自動車購入税額控除（30D）における要件

- ① **最終組立要件**：最終組立が**北米**（米国、カナダ、メキシコ）で行われること。
  - ② **蓄電池部品要件**（税額控除3,750ドル）：蓄電池部品価格の50%以上（29年以降100%）を北米で製造。
  - ③ **重要鉱物要件**（税額控除3,750ドル）：蓄電池材料である重要鉱物価格の40%以上（27年以降80%以上）を**北米・FTA締結国**で採掘・加工、または、北米でリサイクル。
- ※ **懸念国の事業体**により抽出・加工・リサイクルされた重要鉱物、生産・組立てが行われた部品を用いた車は対象外。

### 重要鉱物要件（上記③）に関する動向

- 3月28日、日米両政府は、「重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日米協定」を締結。バッテリー生産に不可欠な重要鉱物5種について、採取から加工に至るサプライチェーンにおける貿易、環境、労働に関する協力を強化。
- 本協定（及び日米貿易協定）も踏まえ、3月31日に発表の米財務省のガイダンスにおいて、日本はインフレ削減法上の「**米国とFTAを締結している国**」と扱われることになった。

#### 「重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日米協定」（概要より抜粋）

##### 第3条【重要鉱物の貿易促進】

- ✓ GATT第11条1（数量制限の一般的廃止）に従い、両締約国間の重要鉱物の輸出入において禁止や制限を相互に課さない義務を確認する。（1項）

##### 第4条【重要鉱物の持続可能なサプライチェーンの促進】

- ✓ 重要鉱物に関わるプロジェクト候補の環境影響評価のための適切な手続の構築及び維持を行う意図を確認する。（4項）

##### 第5条【重要鉱物の衡平なサプライチェーンの構築】

- ✓ 重要鉱物採取・加工における労働権に関する共通の目標を推進するため、以下を実施する。本協定の発効から1年以内に以下の活動を開始する。（規定項目の例：労働組合の組織化及び運営に関する使用者の中立性の推進）（9項）
- ✓ 労働・ビジネス組織の代表を含む関係者が本協定の事項に関して意見を述べることができる協議会を設置し、又は維持する。（10項）

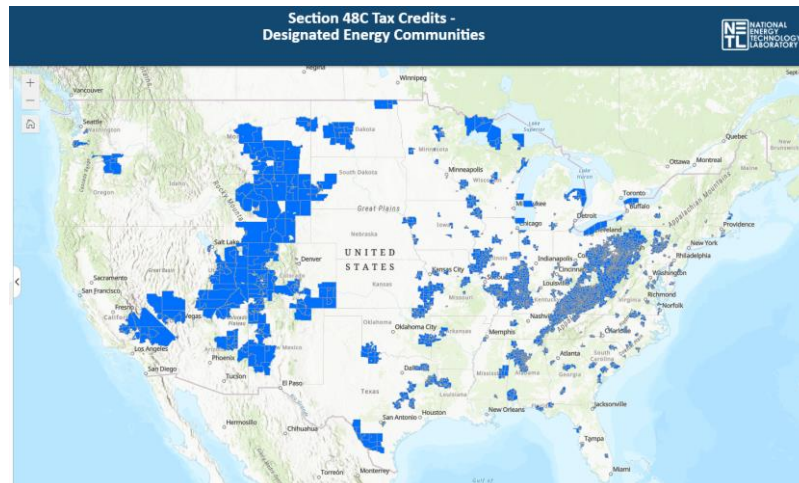
## d. ジャスト・トランジション（エネルギー産業地域への配慮）

- 公正な移行を促すため、エネルギー・コミュニティ（石炭など化石燃料関連の産業が主要であった地域等）への再エネ・グリーン電力・先端エネルギープロジェクトに対して、優遇支援枠の割り当て及び税額控除の上乗せをIRAで新規に導入。

### <エネルギー・コミュニティ：石炭など化石燃料関連の産業が主要だった地域>

#### 以下のいずれかを満たす地域

- （環境汚染などの理由で）利用されなくなった工業用地
- 石炭・石油・天然ガスの抽出・処理・輸送・貯蔵関連で0.17%以上の直接雇用または25%以上の地方税収入がある地域で、前年度の国家平均失業率以上の失業率となっている地域
- 1999年末以降に炭鉱を閉鎖または2009年末以降に石炭火力発電所を閉鎖、またはこれらの地域に隣接する地域



### <優遇支援枠の割り当て>

#### 【投資税額控除・先端エネルギープロジェクト（48C）】

IRAで追加された**支援枠100億ドルのうち、40億ドル以上をエネルギー・コミュニティに配分。**

### <税額控除の上乗せ>

#### 【投資税額控除 再エネ/グリーン電力（48/48E）】

**エネルギー・コミュニティへの投資かつ賃金条項を満たすと控除率10%ポイント上乗せ。**

※賃金要件を満たさない場合は2%ポイント上乗せ。賃金・見習い要件（控除率5倍）とは別途規定

#### 【生産比例税額控除 再エネ/グリーン電力（45 / 45Y）】

**生産をエネルギー・コミュニティ内で行う場合、控除額を10%上乗せ（控除額1.1倍）。**

## 1. 米国

- ① インフレ削減法の全体像
- ② インフレ削減法の政策ツールの例
  - a. 先端エネルギー製造投資税額控除
  - b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)
  - c. EV購入税額控除
- ③ 社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストトランジション)
- ④ 税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# 税額控除の効果を最大化する措置の発展

## a. 未使用の税額控除の繰越

- 44種類のビジネス税額控除について、未使用の税額控除の20年間の繰越、1年間の繰戻が可能。

## b. パートナーシップ税制を活用した税額控除の活用スキーム

- 税額控除の対象となる再エネプロジェクト等において、課税所得の小さい事業会社が、課税所得の大きい投資銀行等とパートナーシップを構成し、税額控除メリットを投資銀行等に多く配分するスキームが発展。  
※ 複雑なスキームであり、様々なランザクションコストが発生。

## c. 未使用の税額控除の譲渡

- IRAにおける11の税額控除で、未使用の税額控除を第三者に譲渡できる制度を導入。  
※ bよりシンプルだが、ランザクションコストが多少発生（\$100の税額控除を\$95で販売等）。

## d. 未使用の税額控除の直接支払

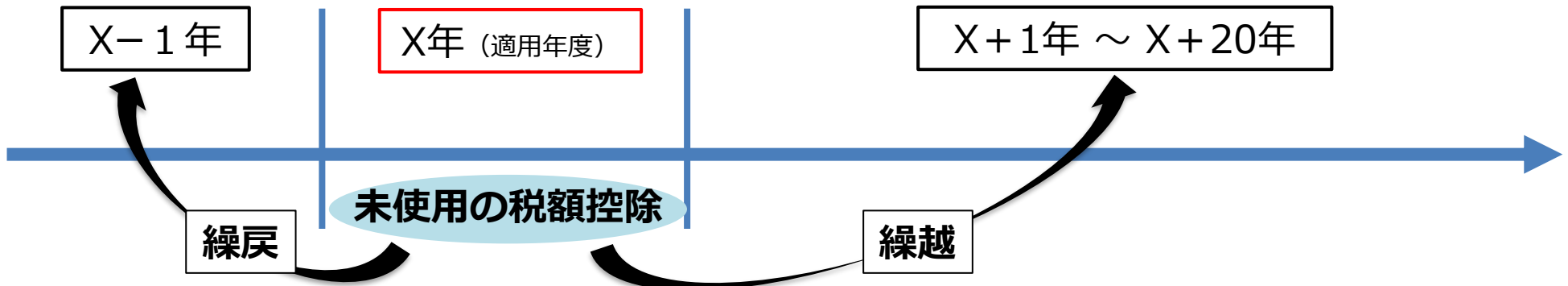
- IRAにおける3つ※の税額控除において、税額控除額を「直接支払」として政府から受取可能に。（※非課税主体のみが対象のものを入れると12税制）



# a. 税額控除の繰越（未使用のビジネス税額控除：unused business tax credit）

- 米国では、赤字や所得にあてる控除額が当年度の課税所得額を超えた場合に、利用できなかった税額控除額（未使用の税額控除額）の繰越が20年間、繰り戻しが1年間認められている。
- 未使用の税額控除の繰戻及び繰越（carryback and carryforward of unused credits）が可能な税額控除制度は、連邦法人税法において限定列挙されている（以下詳述）。

## <概要>



## <未使用の税額控除の繰越・繰戻が可能な主な税制>（以下の税額控除など幅広く可能）

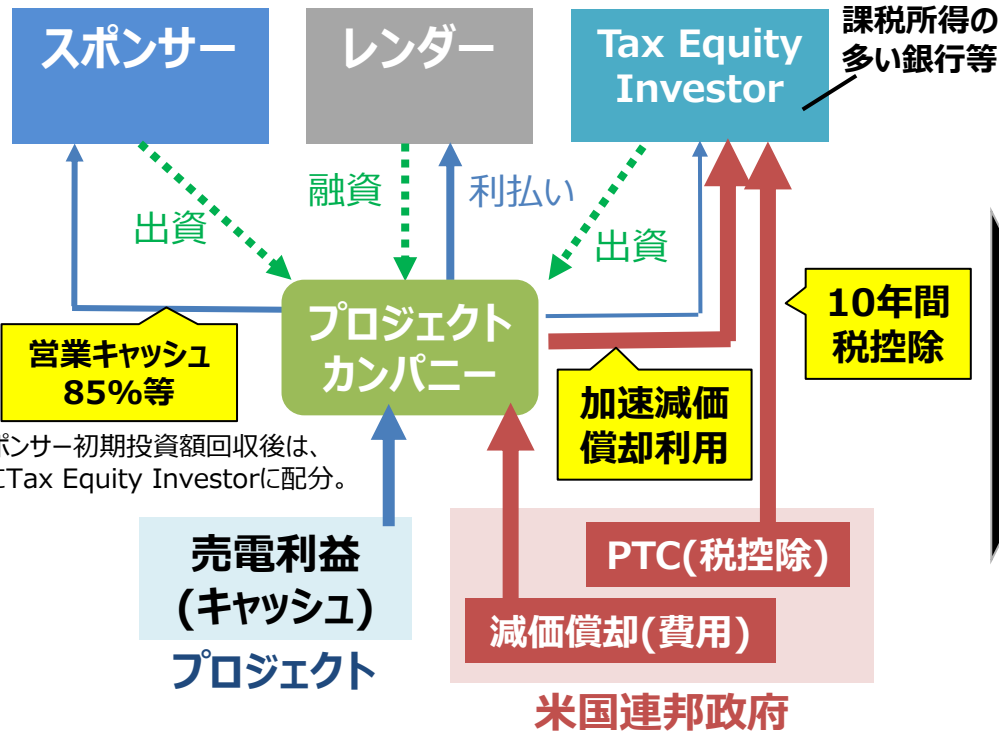
(分野)	研究開発	設備投資	人的投資
事例	研究開発税額控除	クリーン水素生産税額控除（IRAの対象）	就業機会税額控除
	炭素隔離税額控除（IRAの対象）	先進製造生産税額控除（IRAの対象）	障害者雇用税額控除
	新クリーン自動車税額控除	再エネ発電税額控除	従業員社会保障税額控除
	希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）税額控除	鉄道のメンテナンス費用税額控除	小企業・スタートアップの年金の費用税額控除
	新エネルギー効率住宅税額控除	先進原子力発電設備生産税額控除	福利厚生の子供預かり費用税額控除

## b. 米国の太陽光・風力発電事業における税額控除活用スキーム

- 米国では、政策ツールとして補助金よりも税額控除が使われるケースが多いが、他方で再エネ事業者は課税所得が小さいことから、税メリットが活用しきれない状況が発生。これを踏まえ、パートナーシップ契約を活用し、課税所得の多い銀行等からマネーを集める仕組みが発展。

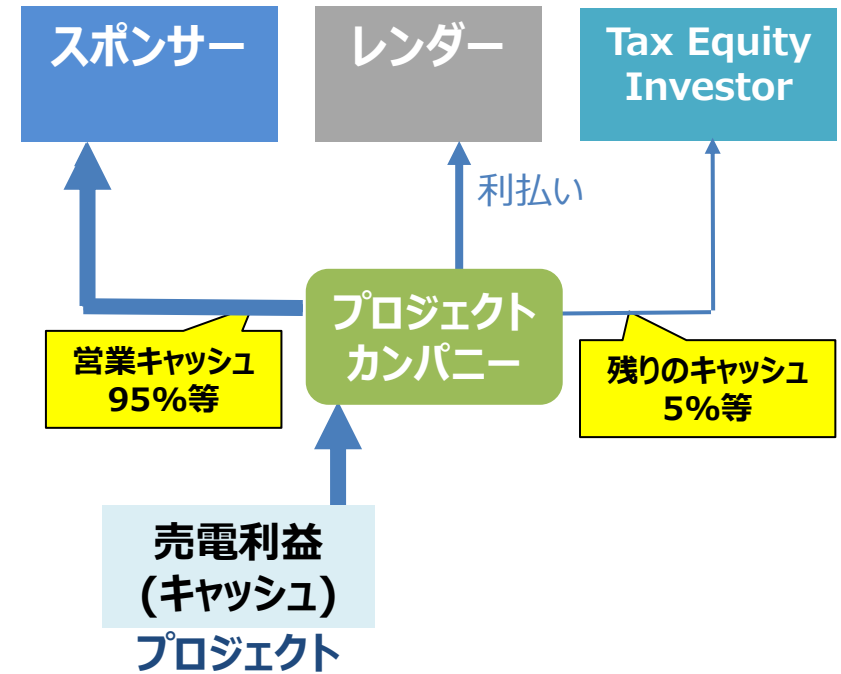
### 税額控除適用中

パートナーシップ契約により、投資により付与される税額控除や減価償却費の計上を出資者のうち課税所得の多い銀行（Tax Equity Investor）に多く配分。これをインセンティブとして銀行からエクイティ出資という形で投資資金を集めることが可能。



### 税額控除終了後

税額控除期間終了時（10年後）には、税額控除の受取が終了。



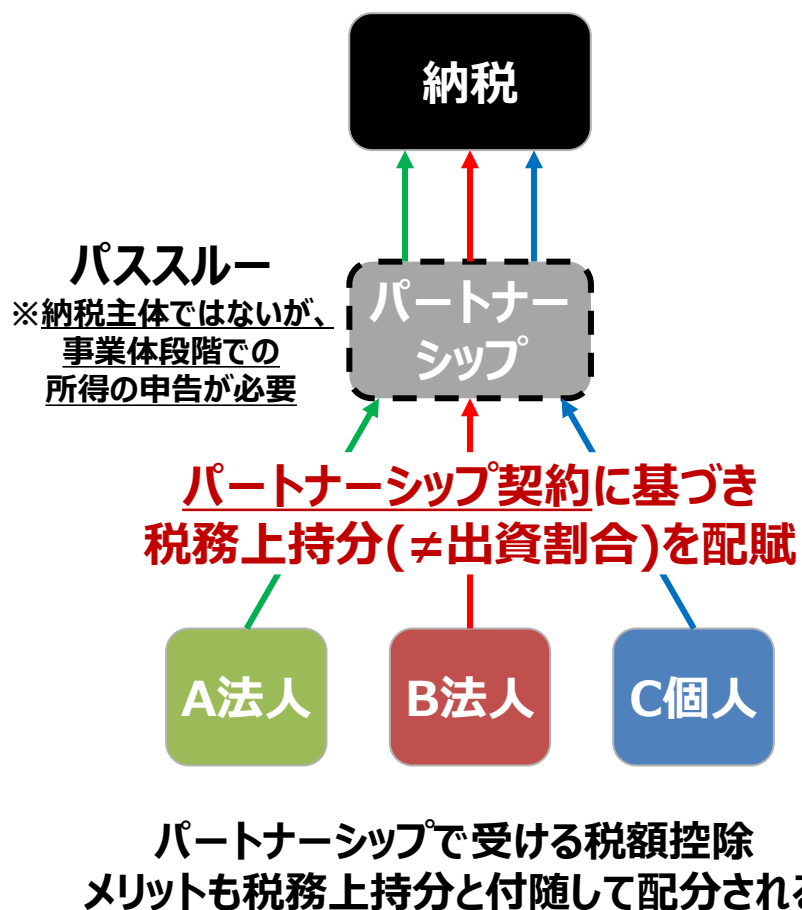
※スポンサー初期投資額回収後は、主にTax Equity Investorに配分。

# 【参考】米国のパートナーシップ税制

**パートナーシップの定義**：シンジケート、グループ、プール、共同事業その他の法人化されていない組織。  
米国では、一定の事業体について、**納税者自身が連邦税上の分類を「法人」または「パートナーシップ」（構成員が一者の場合はDRE（連邦税上無視される事業体））として取り扱うことを選択できる**（チェック・ザ・ボックス選択）。

## 税務上の取扱い

- **パートナーシップは、所得税（法人・個人）の対象とはならない。** パートナーがパートナーシップを通じて行う活動から生じた所得については、パートナーが法人であれば法人税、個人であれば個人所得税の対象となる。
- パートナーシップは納税主体ではないが、課税所得の計算、所得・クレジット等の各パートナーへの配賦（Allocation）を每期申告する必要がある。
- **パートナーシップが認識する課税所得を構成する各項目（Gross Income、控除等）および税額控除の各パートナーへの配賦額は、原則としてパートナーシップ契約の定めに従うこととされる。** 例外として、パートナーシップ契約に税務上持分に関する特段の定めがない場合、または配賦方法について実質的な経済効果がない場合、税務上持分の決定は、パートナーのパートナーシップに対する持分割合に従う。
- パートナーシップから配賦される所得等の各項目はその属性（例：キャピタルゲイン、Ordinary Income、減価償却、外国税額控除、等）を保ったまま各パートナーが取り込む。



# C. 税額控除（未利用枠）の譲渡

- インフレ削減法では一部の税制について、納税額が小さい企業も税メリットを享受できるよう、税額控除額の第三者への譲渡が可能な制度を導入。
- 米国では以前より、再エネ等のプロジェクトファイナンスにおいて大きなタックスキャパシティ（課税所得の黒字）を有するプレイヤーを巻き込むスキーム（tax-equity partnership）が一般化していたが、法的・金融的なコストがかさむことから、より活用しやすい本スキームが導入されたと見られる。

## 概要

- 税額控除枠の全額ないし、指定した一部の金額を、非関連者に対してのみ譲渡を認めることが出来る。（関連者（50%超資本関係）への譲渡は認められない。）
- 譲渡は現金を対価として行われる必要がある。
- 税控については売り手の益金不算入・また買手の損金にも不算入となる。
- 税額の譲渡は1回のみ、1回譲渡された税額控除額をさらに譲渡することは出来ない
- 直接支払いの対象主体（非課税主体 / 州またはその下部組織 / テネシー渓谷公社 / インディアン部族政府 / アラスカ先住民公社）は、控除額の譲渡を選択することが出来ない。
- 納税者は控除が確定した課税年度に係る税務申告の期限までに、譲渡を選択する必要がある。

## 対象税制（IRAのほとんどの投資・生産比例税額控除が対象）

		税額控除	IRC 条文	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
投資	発電	再エネ事業投資	48	○	○	△
		クリーン電力投資	48E	—	○	△
	製造	先端エネルギープロジェクト	48C	○	○	△
	他	代替燃料自動車の燃料供給設備	30C	一部	○	△
生産 比例	発電	再エネ電力生産	45	○	○	△
		クリーン電力生産	45Y	—	○	△
		ゼロエミッション原子力発電	45U	—	○	△
	製造	先端製造業生産(太陽光発電・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)	45X	○	○	○
	燃料	クリーン燃料生産	45Z	—	○	△
		クリーン水素生産	45V	○	○	○
	他	炭素隔離生産	45Q	○	○	○

## d. 税額控除の直接支払い

- プロジェクト初期でキャッシュインがない最初の5年間について、納税額がなくとも、税額控除額分を「直接支払（Direct Payment）」として受取可能な制度を導入。
- 対象の全12税制を使用できるのは、非課税主体・州またはその下部組織等限定的だが、うち3税制（先端製造業・炭素隔離・クリーン水素）については課税主体も使用可能。

### 直接支払いの対象となる12税制（うち3税制は課税主体も使用可）

		税額控除	種類	IRC条文	適用対象	適用条件
投資	発電	再エネ事業投資	投資	48	△	—
		クリーン電力投資	投資	48E	△	—
	製造	先端エネルギープロジェクト	投資	48C	△	—
	他	代替燃料自動車の燃料供給設備	投資	30C	△	一定部分まで
生産比例	発電	再エネ電力生産	生産比例	45	△	2022/12/31以降に稼働した設備
		クリーン電力生産	生産比例	45Y	△	—
		ゼロエミッション原子力発電	生産比例	45U	△	—
	製造	先端製造業生産(太陽光発電・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)	生産比例	45X	○	—
	燃料	クリーン燃料生産	生産比例	45Z	△	—
		クリーン水素生産	生産比例	45V	○	2012/12/31以降に稼働した設備
	他	炭素隔離生産	生産比例	45Q	○	2022/12/31以降に稼働した設備
購入支援		商用車税額控除	購入支援	45W	△	—

※適用対象が△となっている者については対象が以下に限られる

非課税主体 / 州またはその下部組織 / テネシー溪谷公社 / インディアン部族政府 / アラスカ先住民公社 / 農村地域に電気供給する協同組合

## 1. 米国

- ①インフレ削減法の全体像
- ②インフレ削減法の政策ツールの例
  - a. 先端エネルギー製造投資税額控除
  - b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)
  - c. EV購入税額控除
- ③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストトランジション)
- ④税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国



# カナダ2023年予算案（2023年3月28日に議会提出）

- エネルギー分野における大きな柱は以下の3分野に対する投資減税。
  - ① 水素製造装置、
  - ② 蓄電池を含むクリーン電力生産設備、
  - ③ 重要鉱物の抽出・処理・リサイクルに係る設備。
- 税制措置の期間はいずれも10年と長期間にわたり、米国インフレ削減法（IRA）と並ぶ、「長期の予見性」を提供する設計。
- 実勢賃金要件、及び、見習い雇用者要件を満たせば + 10%の税額控除を提供。

## <水素製造装置の投資税額控除例>

水素1kgあたりのCO <sub>2</sub> e (炭素排出量)	投資税額控除 (ITC)	賃金要件、及び、見習い雇用者要件を満たす場合
0.75kg未満	30%	40%
0.75kg以上、2.0kg未満	15%	25%
2.0kg以上、4kg未満	5%	15%

## <電池・重要鉱物等に関する投資税額控除例>

対象設備	投資税額控除 (ITC)	賃金要件、及び、見習い雇用者要件を満たす場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気自動車で使用されるバッテリー</li> <li>● 主要な重要鉱物の抽出・処理・リサイクル設備等</li> </ul>	20%	30%



## 1. 米国

- ①インフレ削減法の全体像
- ②インフレ削減法の政策ツールの例
  - a. 先端エネルギー製造投資税額控除
  - b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)
  - c. EV購入税額控除
- ③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストトランジション)
- ④税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# EUの対応

- フォン・デア・ライエン欧州委員長が1月17日、ダボス会議で「インフレ抑制法について、企業を対象としたインセンティブの点で、多くの懸念を抱かせたことは周知の事実」と発言し「グリーン・ディール産業計画」の構想を発表。欧州のネットゼロ産業の競争力強化と気候中立への速やかな移行のため4つの柱を策定し、クリーン技術・製品の生産能力拡大に向けた環境整備を目指す。
- 米国、中国等の政府補助制度がEUにとって公正な競争に対する脅威となっているとの認識の下、EU内でも同等の支援を認めることを念頭に、加盟国の税額控除支援の許可も含むEU国家補助規制改正案を提示。また、欧州復興基金の予算を本計画にも転用することを提案。

## 予測可能で簡素な規制環境

- 関連技術の基準策定を進めるネットゼロ産業法
- 供給源の多様化等を図る重要原材料法
- 電力市場の改革

## 能力開発

- ネットゼロ産業アカデミーを設立。重点産業(水素、太陽光等)における能力開発・向上プログラムを展開。
- 能力開発に対する官・民の投資を促進・連携させる。

## 開かれた貿易

- 自由貿易協定(FTA)等の協力関係を更に進める。
- 供給源の多様化を図る重要原材料クラブの立ち上げ
- クリーン技術・ネットゼロ産業パートナーシップの検討

## 資金へのアクセスの迅速化

- グリーン投資を支援する税額控除・補助金等の導入
- 戦略的ネットゼロ分野への新たな生産設備投資について、税額控除等による支援を可能に。

## 暫定危機・移行枠組み（TCTF）：支援の概要

- ネットゼロ産業の推進策として、**対象製品の製造のための投資に対して、特定の割合を上限に国家補助を提供することが可能（割合は、対象企業の規模や投資先となる地域によって異なる）。**
- また、**税、融資、保証で国家補助を提供する場合は、より高い割合での支援が可能**
- さらに、**欧州から投資が流出する現実的なリスクがある場合には、その対策として国家補助の支援上限をさらに引き上げることが可能。**
  - ➡これにより、域外の移転候補先で得られる支援額と同等、あるいは域内を投資先にするインセンティブとして、十分な額のいずれか低い方を国家補助として提供することが認められる。
- 対象となる投資は、以下 i ~ iii
  - バッテリー、ソーラーパネル、風力タービン、ヒートポンプ、水素製造用の電解槽、CCUS装置の製造
  - (i)で定義された機器の製造のために設計され、主に使用される主要部品の製造
  - (i)と(ii)で定義された機器および主要部品の生産に必要な関連する重要原材料の生産とリサイクル

一加盟国あたりの事業ごとの最大補助額			投資場所		
			対象外地域	c地域	a地域
			1.5億ユーロ	2億ユーロ	3.5億ユーロ
最大補助率 (補助額/費用)	直接助成金	大企業	15%	20%	35%
		中企業	25%	30%	45%
		小企業	35%	40%	55%
	税/融資/保証	大企業	20%	25%	40%
		中企業	30%	35%	50%
		小企業	40%	45%	60%

## 1. 米国

- ① インフレ削減法の全体像
- ② インフレ削減法の政策ツールの例
  - a. 先端エネルギー製造投資税額控除
  - b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)
  - c. EV購入税額控除
- ③ 社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストランジション)
- ④ 税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# フランス「グリーン産業税額控除」(2024年予算法で措置見込み)

- フランスは、「グリーン産業法」(2023年7月に議会両院を修正案付きで通過)において、「グリーン産業税額控除」の導入について言及。
- 同法に関するフランス経済財務省作成の公表資料によると、「グリーン産業税額控除」では、蓄電池、風力タービン、太陽光パネルなどの生産設備の投資に対する税額控除を検討。具体的な措置内容は、別途、2024年予算法の中で規定される見込み。

## <グリーン産業税額控除の概要>

対象	以下の生産に必要な有形/無形の投資 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 次世代蓄電池</li><li>・ 蓄電池用重要部品</li><li>・ 太陽光パネル</li><li>・ 風力タービン</li><li>・ ヒートポンプ</li></ul>
税額控除率	20-45% (EUの枠組みに準ずる)
時期	2024年予算法から導入
規模	その他の脱炭素化対策とあわせて、年間5億ユーロ (約780億円)

## 1. 米国

- ①インフレ削減法の全体像
- ②インフレ削減法の政策ツールの例
  - a. 先端エネルギー製造投資税額控除
  - b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)
  - c. EV購入税額控除
- ③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストランジション)
- ④税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# ドイツにおける投資促進措置の検討（2023年7月12日現地報道ベース）

- ドイツのクリスチャン・リンドナー財務相（FDP）は、「ドイツの競争力を強化し、投資と技術革新の可能性を広げる」ことを目的に、**約50の個別措置を通じて、企業負担を年間約60億ユーロ軽減する内容を盛り込んだ「成長機会法」の草案を内閣に提出した模様。**
- 今後、草案が連邦議会に提出され、早ければ2024年初めに施行される可能性がある。

## ＜主な措置の概要＞

①新たな投資 プレミアム	「 <b>気候保護とエネルギー・資源効率への投資額×15%</b> 」のボーナス ( <b>最大3,000万ユーロ（約47億円）</b> ) 措置期間：2024年～2027年 ※デジタル化関連の投資は対象外
②研究費に対する 税制優遇の拡大	現行は最大400万ユーロの研究費について25%の税額控除（最大100万ユーロ（約1.6億円）の税額控除）となっているところ、 <b>①上限額を3倍に引き上げる</b> とともに、 <b>②対象経費を拡大</b> 。
③繰越欠損金の 拡大	現行は、繰越欠損金の控除限度額について（100万ユーロ以下は100%控除可能、100万ユーロ超部分は60%控除可能となっているところ、以下のとおり制限を緩和。 ・ <b>2024年～2027年は、控除限度額に関する制限を解除。</b> ・ <b>2027年以降は、100%控除可能な限度額を1,000万ユーロ（約16億円）に引上げ。</b>



## 1. 米国

- ①インフレ削減法の全体像
- ②インフレ削減法の政策ツールの例
  - a. 先端エネルギー製造投資税額控除
  - b. 先端製造生産比例税額控除 (太陽光・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)
  - c. EV購入税額控除
- ③社会的措置 (賃金・見習い要件、国産部素材要件、フレンドショアリング、ジャストトランジション)
- ④税額控除効果最大化措置

## 2. カナダ

## 3. EU

## 4. フランス

## 5. ドイツ

## 6. 韓国

# 韓国の投資・研究開発税制

- 将来性・産業競争力を考慮した「**新成長・源泉技術**」、経済安全保障を考慮した「**国家戦略技術**」に高い控除率を設定し、メリハリをつけて支援。
- 本年5月、EV・自動運転や水素関連技術を国家戦略技術に追加。
- 更に本年7月、来年度税制改正案にバイオ医薬品の国家戦略技術への追加が盛り込まれた。

## 【中堅企業の定義】

- ① 中小企業ではなく、財閥との関係がないこと
- ② 以下の成長性要件を満たすこと

直近3年の売上成長率15%以上 または  
研究開発費/売上高の成長率2%以上

## 【中小企業の定義】

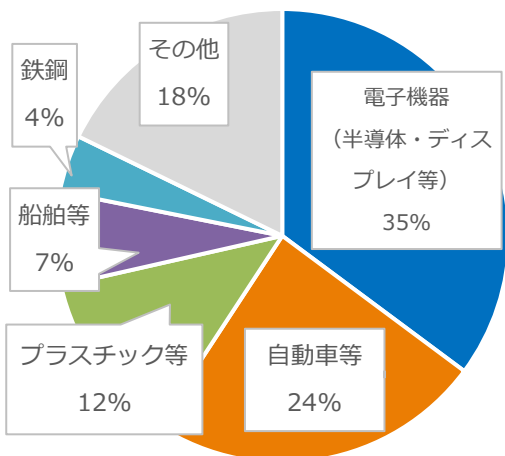
- ① 総資産：5千億ウォン(約500億円)未満
- ② 売上高：400～1,500億ウォン(約40～150億円)
- ③ 財閥との関係なし

## ＜統合投資税額控除＞

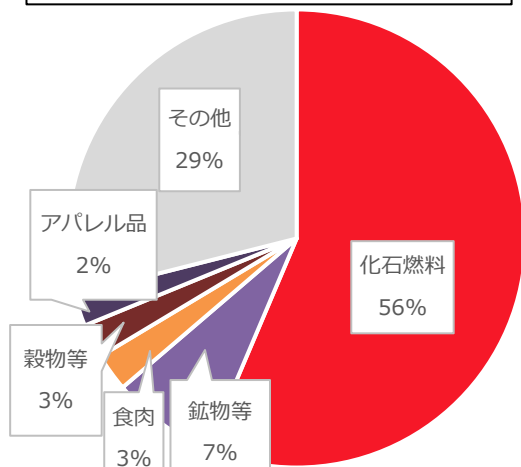
	一般	新成長・源泉技術	国家戦略技術	一般	新成長・源泉技術	国家戦略技術
大	3～13%	6～16%	15～25%	2%	30%	40%
中堅	7～17%	10～20%	15～25%	8%	30%	40%
中小	12～22%	18～28%	25～35%	25%	40%	50%

## ＜研究開発税額控除＞

## 貿易黒字の構成 主要5分野（2021）



## 貿易赤字の構成 主要5分野（2021）



## 国家戦略技術 (6分野)

- ①半導体、②二次電池、③ワクチン、④ディスプレイ、⑤EV・自動運転、⑥水素関連

## 新成長・源泉技術

- ①AI、②次世代ソフトウェア及びセキュリティ、③コンテンツ、④次世代電子情報デバイス、⑤次世代放送通信、⑥バイオ・ヘルスケア、⑦エネルギー新事業・環境、⑧融複合素材、⑨ロボット、⑩航空・宇宙、⑪先端素材・部品・装備、⑫炭素中立

韓国政府公表資料・韓国貿易統計等より作成、1ウォン=0.1円で計算

(来年度税制改正案については2023年7月28日 聯合ニュース報道に基づく)

# 韓国の国内事業拠点回帰支援（リショアリング税制）

- 2013年に「海外進出企業の国内回帰支援に関する法律（Uターン法）」を制定、国内回帰企業への優遇税制・補助金などを措置。対象や措置内容を拡大。
- 本年7月、税制改正案において、①業種要件を柔軟運用②税制優遇を最大7年間100% + 3年間50%に拡大する方向性が示された。

## （現行制度）国内回帰企業の選定基準

①来年度税制改正で要件の柔軟化を検討

1. 海外拠点で2年以上事業活動を実施  
（対象：製造業、情報通信業、知識サービス産業、防疫・免疫関連産業）
2. 海外拠点からの撤退・事業縮小  
清算・譲渡・生産縮小（25%以上）のいずれかに該当。  
※国内のサプライチェーンの安定化に欠かせない品目や先端産業である場合は免除。
3. 国内事業拠点の増設・新設  
国内事業拠点は、海外事業拠点と同業種である必要あり。
4. 海外事業拠点と国内事業拠点の支配株主が同一  
海外拠点の実質的支配者（持株比率3割以上）である韓国国民あるいは法人が直接的に保有している国内事業拠点

## （現行制度）法人税の減免

②来年度税制改正で優遇税率の拡充の検討

区分	地方	首都圏（過密抑制圏域外）
海外拠点の清算・譲渡	5年間100% + 2年間50%	5年間100% + 2年間50%
海外拠点の縮小・維持		3年間100% + 2年間50%